

第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）

指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 令和5年9月27日（水）午前9時30分から午前10時45分まで
2. 開催場所 門真市役所 別館3階 第3会議室
3. 出席者 （委員）岡田委員、西村委員、市原委員、青木委員、吉井委員
（事務局）木本障がい福祉課長、馬屋原障がい福祉課長補佐、松本障がい福祉課主任、本田障がい福祉課係員
4. 内容 開会、委員・事務局職員紹介、委員長・副委員長選出、諮問、会議の公開・非公開決定、募集要項等の説明、会議の進め方の説明、審査基準の説明、第1次審査（書類審査）、休憩（集計）、審査結果の報告、第2回委員会説明、閉会
5. 傍聴定員 ー（非公開のため）
6. 担当部署 （担当課名）保健福祉部障がい福祉課
（電話番号）06-6902-6154（直通）
7. 会議録

【事務局】

ただ今より、第1回障がい者福祉センター指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙中にも関わりませず、選定委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会を担当させていただきます障がい福祉課課長補佐の馬屋原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本委員会は、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第15条に基づく諮問機関であり、第4条第3項において、市長は指定管理者の候補者の選定をしようとするときは、本委員会に諮問しなければならないこととなっております。

本日は、委員5名中、5名の出席をいただいております。「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」第10条第2項に規定されております委員の過半数以上の出席となっておりますので、本委員会は成立しておりますことをご

報告申し上げます。

本日の会議につきましては、後日議事録の作成が必要なため、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。ご発言の際、お手元のマイクのボタンを押していただきまして、発言が終わりましたら、また、ボタンを押していただきますようよろしくお願いいたします。なお、お席につきましては、お配りしました座席表のとおり、事務局で指定させていただいております。合わせてご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、第1回障がい者福祉センター指定管理者候補者選定委員会 次第でございます。

- ・資料1 第1回障がい者福祉センター指定管理者候補者選定委員会委員名簿
- ・資料2-1 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- ・資料2-2 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- ・資料3 審議会等の会議の公開に関する指針
- ・資料4 門真市情報公開条例
- ・資料5 障がい者福祉センター指定管理者募集要項
- ・資料6 指定管理者募集要項申請書類
- ・資料7 障がい者福祉センター指定管理者業務仕様書
- ・資料8-1 障がい者福祉センター施設図面
- ・資料8-2 管理物件
- ・資料8-3 令和4年度門真市障がい者福祉センター生活介護事業利用日数
- ・資料8-4 令和4年度門真市障がい者福祉センター放課後等デイサービスすてっぷ
利用日数
- ・資料8-5 令和4年度貸館使用状況
- ・資料9 障がい者福祉センター指定管理者申請者一覧表
- ・資料10 第1回障がい者福祉センター指定管理者候補者第1次審査基準及び委員
採点表（案）
- ・資料11 第1回障がい者福祉センター指定管理者候補者第1次審査 事務局集計

表

- ・資料 12 申請団体から提出された「指定管理者指定申請書等」
- ・資料 13 第 2 回障がい者福祉センター指定管理者候補者第 2 次審査基準及び委員採点表（案）

となっておりますが、不足等はありませんでしょうか。

【委員】

資料 5 はどんな書類でしたか。

【委員】

資料 5 は障がい者福祉センター指定管理者募集要項です。

事前説明の時に一緒にお渡ししていますが、ありますでしょうか。

【委員】

ありました。

【事務局】

それでは、本委員会の開会にあたりまして、宮本市長よりご挨拶を申し上げます。

【宮本市長】

おはようございます。

第 1 回障がい者福祉センター指定管理者候補者選定委員会の開会にあたりましてご挨拶申し上げます。

平素は市政各般、とりわけ障がい者に係る様々な事に対しましてご理解、ご協力いただいていることを心から感謝申し上げます。また、ご多用の中、本委員会の委員をお引き受けいただいたことも重ねて感謝を申し上げますところでは。

障がい者福祉センターは平成 12 年、まさしく介護保険がスタートしたころですが、保健福祉センターを開設します。その中で障がい者福祉センターがスタートして、平成 21 年 4 月から指定管理者運営となっており、10 年以上になっています。この間、

ふれあい祭りの企画等があり、施設を見学させていただく中で、施設そのものの老朽化というのも随所で見られる中で、しっかりとした障がい者に対するサービスとして身体・知的及び精神障がい者（児）に対して放課後等デイサービス、生活介護等サービス等を提供しているわけですが、順調にきちりできている部分、できていない部分があるなかで、しっかりと事業者と連携を図りながらやっていかないといけないという風に改めて思っているところです。また、サービスの在り方というのを都度都度その時によって拡充を含めて充実していく必要性もありまして、いかに指定管理者と双方の情報交換、連携が図れるかということが非常に重要な観点だと思っておりますので、委員の皆様には忌憚なく多くのご意見をいただいて、しっかりサービスの向上に繋げていけるように進めて参りたいと思っております。

令和6年4月からの指定管理者が適切にセンター運営を行えるよう公平・中立な観点で厳正な審査を行っていただきますようお願い申し上げます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、「委員の紹介」に入ります。本委員会の構成委員につきましては、資料1の「第1回障がい者福祉センター指定管理者候補者選定委員会委員名簿」のとおりでございます。

それでは、委員名簿の順にご紹介させていただきます。

大阪公立大学大学院 生活科学研究科 教授の おかだ しんいち 岡田 進一 様 でございます。

公認会計士の にしむら さとこ 西村 智子 様 でございます

門真市社会福祉協議会 事務局長の いちばら まさあき 市原 昌亮 様 でございます。

大阪府立守口支援学校 校長の あおき やすこ 青木 康子 様 でございます。

門真市保健福祉部長の よしい よしてる 吉井 義輝 様 でございます。

続きまして事務局の職員の紹介をさせていただきます。

障がい福祉課長の木本でございます。

主任の松本でございます。係員の本田でございます。

よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、案件1の「委員長・副委員長の選出」に移ります。

お手元の資料2-2「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」第9条の2において、「委員長及び副委員長は互選により定める」と規定されておりますが、選出方法についてはどのようにいたしましょうか。

何かご意見ございますでしょうか。

特にご意見がないようであれば、委員長・副委員長について事務局よりご提案させていただきます。

委員長には、大阪公立大学大学院教授として、障がい者施策についての豊富な経験、実績から岡田委員、また、副委員長には社会福祉協議会事務局長として地域福祉を推進されていることから市原委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【事務局】

異議なしとのお声をいただきましたので、委員長を岡田委員、副委員長を市原委員と決定し、お願いいたしたいと存じます。

岡田委員長及び市原副委員長におかれましては、席の移動をお願いいたします。

【事務局】

本委員会の委員長及び副委員長が決定されましたことに伴い、代表して委員長に就任にあたりましてのご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

ただいま委員の皆様にご推挙賜りましてありがとうございます。委員長に就任させていただきます岡田でございます。この委員会は非常に重要な委員会ですので忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、案件2、指定管理者選定に係る諮問に入らせていただきます。宮本市長から岡田委員長へ諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。

【宮本市長】

障がい者福祉センター

指定管理者候補者選定委員会委員長 岡田 進一 様

障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者の選定をするにつき、貴委員会の意見を求めます。

令和5年9月27日

門真市長 宮本 一孝

よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

なお、宮本市長につきましては、公務がございますので、ここで退席させていただきます。

【事務局】

それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。

委員長よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは案件3、「会議の公開・非公開について」事務局より説明願います。

【事務局】

本市におきましては、お手元の資料3「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は原則公開するものとしておりますが、本委員会の会議につきましては、公開することにより、1点目としましては率直な意見交換が損なわれ、審議及び調査が著しく阻害されて会議の目的が達成されないおそれがあること、

2点目としましては申請団体の信用や技術等に関する情報の公開により、申請団体に不利益をおよぼすおそれがあること、以上の2点の理由から非公開とすることが望ましいと考えております。このことについて、ご検討をお願いします。

【委員長】

事務局から今回の委員会については、2点の理由から非公開が望ましいと提案がございましたけれども、何かご意見がございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議が無いようですので、本委員会につきましては非公開に決定いたします。

【委員長】

続きまして案件4、本委員会の「会議録」について事務局より説明願います。

【事務局】

本委員会での会議録につきましては、資料4「門真市情報公開条例」の第6条各号に基づき、不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

また、本委員会での会議録につきましては、資料3「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条第2項に基づき、各回の選定委員会終了後、2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた要旨を公表することとします。

また、第2回選定委員会終了後速やかに、第1回と第2回の会議録を併せて公表します。なお、会議録の作成につきましては、資料4「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます

【委員長】

ただいま、事務局より会議録の公開と作成について説明がありましたが、いかがで

しょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議が無いようですので、本委員会につきましては、各回の選定委員会終了後、2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた要旨を公表することとします。

また、第2回選定委員会終了後速やかに、第1回と第2回の会議録を併せて公表することとします。

【委員長】

続きまして案件5、募集要項等について事務局から説明願います。

【事務局】

それでは、募集要項等についてご説明します。

お手元の資料5の「障がい者福祉センター指定管理者募集要項」1ページ、「2 施設の概要」をご覧ください。

まず、選定の対象となる施設は、門真市御堂町14番1号にある障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）でございます。

設置目的は、日常生活において介護を要する身体、知的及び精神障がい児（者）並びに難病患者等に対し、放課後等デイサービス、生活介護、自立訓練のサービスを提供することにより、障がい者等の福祉の向上及びその介護者の負担軽減を図るもの。また福祉関係団体に対する貸館業務を行うことにより、障がい福祉活動の推進に寄与することを目的としております。

【事務局】

続きまして、2ページの「3 指定期間及び指定管理料」をご覧ください。

指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間といたします。

指定管理者は、施設の利用に係る料金を収入とすることができるため、指定管理料については前回と同様無料といたします。

【委員長】

ここまでで何か質問はございませんか。

【委員長】

続きまして案件6、「会議の進め方」について事務局から説明願います。

【事務局】

本日から第2回目の選定委員会までの流れを説明申し上げます。

「会議の進め方」について、今回センターの指定管理者の申請を公募したところ、資料9のとおり、1団体から申請がありました。

本選定委員会は本日を含め、2回開催したいと存じます。

今後のスケジュールでございますが、第2回選定委員会を10月16日（月）に開催を予定しております。

本日第1回目は、この後に審査基準等の確認をしたのち、書類審査による第1次審査を行い採点していただきます。

第2回目は、プレゼンテーション審査による第2次審査を行い採点していただきます。

1次審査の配点につきましては、委員1人当たりの満点は100点とし、委員5人で最大500点とします。1次審査の結果、申請団体の得点が、500点満点中6割(300点)以上に達しない場合は、指定管理者として適格者なしとし、2次審査は行いません。

次に、2次審査の配点につきましては、委員1人当たりの満点は70点とし、委員5人で最大350点とし、1次審査と2次審査を合わせて計850点満点としております。

1次審査及び2次審査の結果、申請団体の得点が、850点の6割(510点)以上に達しない場合は、指定管理者として適格者なしとします。

なお、委員個人それぞれ6割（1次審査は60点、2次審査は42点）を超えていることを条件とします。

指定管理者候補者につきましては、1次審査による採点と2次審査による採点を踏まえて総合的な協議を行っていただき、選定していただきたいと考えております。

なお、第2回選定委員会の2次審査では、書類による1次審査では十分に把握できなかった内容や、利用者のニーズの把握及び更なるサービス向上を図るための具体策

などを織り込んだ審査基準をもとに、2次審査を行っていただきたいと考えております。

2次審査の審査基準につきましては、後程ご説明させていただきます。

【委員長】

このことにつきまして何かご意見・ご質問はございませんか。

【委員長】

続きまして案件7、「審査基準」について事務局より説明願います。

【事務局】

それでは1次審査の「審査基準」についてご説明します。資料10をご覧ください。

資料10の「第1回障がい者福祉センター指定管理者候補者第1次審査基準及び委員採点表(案)」は、資料2-1「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第4条第1項の選定基準をもとに、施設の設置目的などを勘案して評価項目や配点を想定した事務局案でございます。

指定管理者制度の導入の柱としましては、「市民サービスの向上」と「経費の削減」というのが大切であります。また、「経費の削減」につきましては、さきほど「指定期間及び指定管理料」でご説明しましたとおり、指定管理料を設けておりません。また管理運営につきましては、国の基準による利用料で行います。そのために審査基準の対象としておりません。

また資料10にあります「内容」につきましては、あくまで審査に際しての例として掲げているものであり、必ずしもその項目に限定するものではありません。

次に、1次審査の書類審査の配点につきましては、委員1名当たり100点満点とし、委員5名で最大500点とします。

各質問の配分としましては、選定項目1の利用者の平等な利用が確保されるものとなっているかの内容として、特に医療的ケアの必要な重症心身障がい児(者)への配慮がなされているかということ及び選定項目2の施設の効用を最大限に発揮させるものであるかの2項目が今回の重要な柱と考えており、それぞれ30点と配分しております。

また、選定項目3の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているかにつ

きましては、25点と配分しており、25点の内「安定的な運営が可能となる財政的基盤」及び「収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」の10点の採点につきましては、公認会計士の西村委員にお願いしたいと考えております。

選定項目3につきましては、西村委員におきましては25点で採点していただき、他の委員におきましては25点から10点を差し引いた15点で採点していただきたいと思いますと考えております。

選定項目4の個人情報に関して適正な管理が図られているかにつきましては、5点と配分しております。

選定項目5のその他管理に際しまして必要な事項につきましては、10点と配分しております。

もう一度繰り返しますと、西村委員は満点の100点満点で採点していただき、他の委員におかれましては、満点の100点から10点を差し引いた残りの90点で採点をお願いし、西村委員に採点いただきました「財政的基盤」及び「収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」の10点を各委員の採点に加算いただきたいと思いますと考えております。また、西村委員におかれましては、この10点の評価につきまして、審査終了前に他の委員へご説明いただきたいと思いますと考えております。

以上の内容につきましては、項目の加除、配点の見直しなどのご意見がございましたら、ご提案をいただきたく存じます。

【委員長】

西村委員以外が90点満点で、西村委員が100点満点で採点することを確認させていただきました。他に、このことについて、何かご意見・ご質問はございませんか。

【委員】

例えば1番上は配点が30点あります、その右に配点基準というものがあり、1点・大変劣る、7点・劣る、15点・普通など書いていますが、例えば18点とかの数字か書いてもいいのでしょうか。15点とか20点とか配点基準に書いている数字しか書けないのか、気にせずに16点でも17点でも18点でも19点でも委員の思う数字を書いてくださいということなのか、どちらでしょうか。

【事務局】

配点基準は目安で書いていますので、きっちりした数字でなくても 18 点などつけていただいて構いません。

【委員長】

もう一度確認ですが、点数は必ずしもきっちりした数字でなくても端数の数字でも構わないということよろしいでしょうか。

【事務局】

それではよろしくお願いいたします。

【委員長】

資料 10 の審査基準を用いて採点することよろしいでしょうか。

(異議なし)

【委員長】

ご異議が無いようですので、資料 10 の審査基準を用いて採点することとします。

【委員長】

それではただいまから案件 8、「第 1 次審査（書類審査）」を行いたいと思います。書類審査のことで事務局から説明することはありますか。

【事務局】

得点につきましては、資料 10 の各項目欄にそれぞれ得点を入れていただきたいと思います。

【委員長】

それでは、ただいまから書類審査を行います。

各委員におかれまして、事前に事務局より配布のあった申請書等を精査いただき、

資料 10 の審査基準に沿って評価をお願いいたします。なお、10 分程で採点をお願いします。

【委員】

質問ですが、採点表に名前が書かれていませんが、無記名でいいのでしょうか。また、記入は鉛筆でいいのかペンでないといけないのかを確認させていただきたいです。

【事務局】

名前は右上に記入をお願いします。記入は鉛筆でもペンでもどちらで記入していただいても構いません。

(審査開始)

【委員長】

間もなく、10 分となりますので、ここで西村委員の選定項目 3 の 2 項目についての評価の説明をお願いします。

【委員】

決算書の方を 2 期分拝見させていただきました。決算書の配点は 10 点ですが、いろんな指標を用いて財務分析をしております。まず 1 つは自己資本率、純資産を分子にもってきて総資産を分母にもってきて、借入金が多いと安定性に欠けるので、自己資本は多い方がいいですよという比率です。40%以上なら 3 点、30%なら 2 点、10%以上なら 1 点という点数を入れていますが、こちらの会社は 3 点をつけております。あと流動比率と言いまして、企業の安定性を見るのですが、流動資産を分子にもってきて、流動負債を分母にもってきて、借入金とか外に払わないといけない債務に対して、すぐに払わないといけないお金に対してすぐに使えるお金がどのぐらいあるかの比率ですが、こちらも 1 以上なので良好ということで 1 点加点しております。あと、売上利益率、企業の成長性を重視して、赤字なら 0 点、黒字で売上利益率 5%までなら 1 点、5%以上なら 2 点という配点ですが、ここでも 1 点、あと決算書の整合性ということでたまに貸借対照表と損益決算書が整合していないところがあり

ますが、そういうところも管理体制がなっていないということで加点しないですが、今回は問題なく1点加点させていただいています。あと、加点基準としましては売上規模が大きいとか、総資産が大きいとか会社の規模を見て安定性をはかりますが、こちらはそれほど大きな会社ではないということなので加点0。あと、会計監査人の監査、昔は大きい会社しか受けられなかったが、今は定款で決めたら小さい会社でも受けられるので、そういう会計監査人の監査を受けているというようなことがあれば加点するが、こちらの加点はなかったということで、結果として、6点をつけさせていただきました。

【委員長】

ありがとうございました。10点満点中6点という評価ですが、今の西村委員の説明についてなにか質問・意見はございませんか。

【委員長】

それでは、質問・意見等ないようでしたら、選定項目3の2項目についての評価は10点中6点とし、各委員の点数に加算することにします。

それではここで、その他選定項目の評価について各委員の意見等があれば、お聞きしたいと思いますが、意見はございますか。

【委員長】

では、特に意見はないようですので、審議を尽くされたということで、ここで皆さんの採点につきまして、いったん資料10を集計のため回収させていただき、これより事務局の集計が終わるまで休憩に入ります。

(審査終了)

(事務局集計)

【委員長】

それでは集計が終了したようですので案件9、「審査結果報告」について、事務局よ

り点数の発表を願います。

【事務局】

集計が終了しましたので、点数を発表させていただきます。

株式会社オールケアライフは、349点という結果でございます。

【委員長】

ただいまお聞きになりました通り 349点でありますので、6割を超えていますので、第1次審査は合格となります。

それでは、案件10、「その他」について、事務局より説明願います。

【事務局】

次回、第2回選定委員会は、2次審査として、申請団体によるプレゼンテーションを行っていただきます。

申請団体による15分間のプレゼンテーションのあと、質疑応答を通してトータルの観点から、評価基準に基づく評価を行っていただくことを考えております。

なお、各委員がそれぞれお考えいただきました質問をしていただき、評価していただくと考えております。質問について事前に調整したいため、お忙しいところ恐縮ですが、令和5年10月4日（水）までにメールにて送付いただきますようお願いいたします。

【委員長】

ただいまの事務局の説明について、何かご意見・質問等ございますか。

【委員長】

私から1つよろしいでしょうか。

事前の質問を送るというのはわかりますが、プレゼンテーションなので、基本的にはそれを見ないと、もちろん事前に質問を送ることも可能なのですが、プレゼンテーションの性質上、プレゼンテーションを見た上で質疑応答という形が一般的だと思います。そのあたり事務局いかがでしょうか。

【事務局】

項目ごとの各委員に気になった質問をしていただいて、それと併せてプレゼンテーションを見ていただいて、気になったところや質問したい項目が出てくると思うので、それと併せてお願いしたいと考えています。

【委員長】

基本的には事前の質問も受け付けるし、当日の質疑応答も可能だという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員長】

他に何かご意見・ご質問等ございますか。

【委員長】

それでは2次審査での基準等について、事務局より何かご提案等ございますか。

【事務局】

事務局として、審査基準案を考えております。

【委員長】

説明をお願いします。

【事務局】

資料13の「第2回障がい者福祉センター指定管理者候補者第2次審査基準及び委員採点(案)」をご覧ください。

1つ目の審査項目として、障がい児(者)の支援策についてであります。

重症心身障がい児(者)に対する放課後等デイサービスを平成25年10月から実施

しておりますが、重症心身障がい児（者）を対象とした放課後等デイサービス及び医療的ケアを必要とする障がい児（者）に対する更なる支援策の充実及び介護者の負担軽減策について、具体的な方法を明らかにしているかを評価するものです。

2つ目が、障がい者の就労雇用についてであります。

障がい者が地域でいきいきと生活していくためには、就労は重要な柱であることから、働くことを希望する障がい者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会生活を実現するために、更なる障がい者の就労雇用について、具体的な方法を明らかにしているかを評価するものです。

3つ目が、利用者の安全・安心に対する取組についてであります。

センターにおける日常の安全管理、防犯・防災体制について、具体的な方法を明らかにしているかを評価するものです。

4つ目が、送迎サービス等における交通安全対策についてであります。

送迎サービス等における交通安全の確保及び交通事故を未然に防止するための対策について、具体的な方法を明らかにしているかを評価するものです。

5つ目が、障害者虐待防止法に係る取り組みについてであります。

障害者虐待防止法に基づく、障がい者虐待の防止と対応について、具体的な方法を明らかにしているかを評価するものです。

6つ目が、指定管理者としての総合的な評価についてであります。

センターの指定管理者としての適正について、総合的な評価を行うものです。

配点としましては、1～5の各項目について、それぞれ10点、項目6については20点とし、1人当たりの満点は70点とし、委員5人で最大350点となります。

【委員長】

事務局からの説明について、何かご意見・ご質問はございませんか。

【委員長】

第2回選定委員会における2次審査の審査基準等については、資料13のとおりとすることよろしいですか。

(異議なし)

【委員長】

ご異議が無いようですので、そのように決定します。

【委員長】

他、事務局何かありますか。

【事務局】

今後の日程でございますが、本委員会終了後、速やかに第2次審査の案内を送付いたします。

第2回選定委員会は10月16日（月）午前10時から本日と同じ市役所別館3階第3会議室にて開催いたします。申請団体のプレゼンテーションと質疑応答での審査となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】

事務局の説明について、何かご意見・ご質問はございませんか。

無いようでしたら、これをもちまして、第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会を閉会します。

皆様、長時間のご審議どうもありがとうございました。

次回もよろしくお願いいたします。

（閉会）